平成２４年（フ）第２３１号
茨城県土浦市霞ケ岡町23番35号　フローラ霞ケ岡101、前住所茨城県土浦市小松２丁目７番22号　ガーデンハウス小松ヶ丘Ｂ101
債務者　井坂　由加（旧姓天野・山原）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３３号
茨城県つくば市吾妻４丁目９番地１　311棟201号
債務者　南雲　友子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３４号
茨城県つくば市北条1174　アレーテル・つくば、住民票上の住所茨城県つくば市上大島2380番地
債務者　田上　照勇
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６２号
茨城県古河市東諸川15番地１
債務者　石嶋和佳子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１９５号
茨城県古河市諸川2056番地３
債務者　畔柳三枝子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２００号
茨城県常総市菅生町722番地
債務者　北村　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０５号
茨城県古河市鴻巣1762番地　シティハイムコーラルＡ棟201号
債務者　森山真由子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２３４号
茨城県結城市新福寺２丁目16番地３
債務者　吉田　　稔
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２３５号
茨城県結城市新福寺２丁目16番地３
債務者　吉田　信子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９３号
千葉県茂原市高師276番地６　メゾン矢作103号
債務者　志摩　由則（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
長野県松本市双葉10番Ｃ―17号　県営住宅
債務者　田邊　　忍
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７９号
岐阜県下呂市萩原町奥田洞343番地
債務者　若井　雅寸
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１８１０号
愛知県あま市新居屋大日48番地
債務者　長田三代子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８２６号
名古屋市北区中切町６丁目11番地　県営川中住宅１棟404号
債務者　加島　広一
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０６号
三重県四日市市笹川九丁目７番地１　公団34―407、前住所三重県四日市市楠町南五味塚229番地１　コーポなぎさ202
債務者　増喜　法生
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
三重県四日市市松本３丁目９番22号　フォーブル松本103、住民票上の住所愛媛県新居浜市篠場町５番57号
債務者　鈴木　夕佳
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
三重県四日市市赤堀南町４番18号　赤堀南町202、前住所三重県四日市市川原町５番７号
債務者　岡野　博之
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係